

(参考1)

○ 消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定） 抜粋

第4章 5年間で取り組むべき施策の内容

3 適正な取引の実現

(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し

(略)

さらに、劇場型勧誘などによる詐欺的投資勧誘や健康食品の送り付け商法など高齢者を狙った悪質商法による消費者被害が増加している状況を踏まえ、判断能力が不十分な者を保護・支援する成年後見制度の活用による高齢者や障害者の権利擁護を推進する。

(略)

○ 消費者基本計画工程表（平成30年7月22日消費者政策会議決定） 抜粋

3 適正な取引の実現

(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し

⑥ 高齢者、障害者等の権利擁護の推進

高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、地方公共団体が実施する成年後見制度について、国民生活センターや消費生活センター等の様々な経路も活用して周知を図る。【消費者庁】